

## 枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和8年4月22日（水） 午後6時00分～午後6時45分
2. 場 所 枚方市役所 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下6名  
市 側：総務部長、総務部次長、職員課長、書記（職員課 課長代理）
4. 課 題 「組合事務所の使用等に関する要求書兼団体交渉申入書」に基づく交渉

### <交渉内容要旨>

#### 1. 基本姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法遵守の考え方について、改めて確認する。</li> <li>・ 労使合意が基本であるという認識に変わりはないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法遵守の立場に変わりはない。</li> <li>・ 労使合意が基本との姿勢に変わりはない。</li> </ul>

#### 2. 組合事務所使用について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例年、職員会館における組合事務所の使用許可申請を行う際、使用基準についての認識を問われている。政治に関することは職員の賃金や生活に密接に関わるものであり、労働組合としては、職員も政治的なことに関心を持つことが重要であると考えており、使用基準を設けることで、活動が制限されていると感じている。行政は活動を保障すべきであり、互いに協議し、確認していく姿勢が大切であると考えているが、どのような認識か。</li> <li>・ 組合ニュースは、職員の政治への意識啓発につながるものであり、活動を制限する使用基準を設けることは一方的であると考えている。基準を設けるのであれば、現在の使用に関する基準は、判断基準が不明確と感じており、見直しが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合事務所として行政財産の使用を許可するにあたって条件を付しているものであり、裁判においても一定の正当性が認められている。組合活動を制限し、また、政治に係る活動全てを禁じることを意図するものではなく、行政財産である職員会館内における行為に限定したものであり、今後も疑義が生じれば、その都度協議を行っていく。</li> <li>・ 使用基準は、行政財産である職員会館の適正管理のために定めているものであり、恣意的な運用を行う意図はないため、現時点において見直しの必要性はないと考えている。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>組織に労働組合があることは、職員の気持ちの受け皿になり、組織の活性化にもつながる重要なものとする。市役所にとって労働組合はどのような存在と考えているのか。</li> <li>今後においても、基準の見直しや組合事務所の代替スペースに関する事などについて、協議が必要であるとするが、どのような認識か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所と労働組合は立ち位置は異なるものの、同じ方向を向いて進んでいく存在であると考えている。</li> <li>必要に応じ、引き続き協議を行っていく。</li> </ul>
--	---

### 3. 組合事務所の代替措置について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員会館目的外使用許可書に、本物件の使用可能期間については、枚方市駅周辺再整備事業に伴い、本物件の解体が実施される年度の前年度中が限度となると記載されている。今後、職員会館が解体された後も組合活動を保障し、組合事務所の代替場所の確保や職員の福利厚生スペースの確保が必要であるとするが、どのように考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体時期や本庁舎の設計等については、現時点において未確定である。組合事務所の代替場所の確保については、法的義務はないが、必要に応じて、他の協議案件と合わせて引き続き協議を行っていく。</li> </ul>